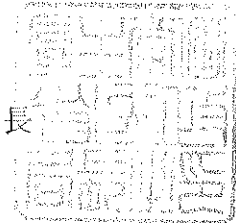




医政発0109第5号
平成25年1月9日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の一部の施行に伴い、外国人登録法（昭和27年法律125号）が廃止されたこと及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正により、日本国籍を有しない者についても住民票が作成されることになったことを踏まえ、医師法施行規則等の関係法令の一部を改正し、日本国籍を有していない者が免許の申請等を行うに当たって必要となる書類について、明確化することとした。また、併せて、籍・名簿の訂正の申請、免許証の書換え交付申請及び免許証の再交付申請の際に必要な書類についても、法令上規定することとした。

この改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係者等への周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、「医師、歯科医師、保健婦、助産婦及び看護婦の免許等の申請について」（昭和35年4月14日付け医発293号厚生省医務局長通知）の改正については、追って連絡するので、留意されたい。

記

第一 改正の内容

医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）、診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）、

歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号）、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）、薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）、理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 47 号）、視能訓練士法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 28 号）、臨床工学技士法施行規則（昭和 63 年厚生省令第 19 号）及び義肢装具士法施行規則（昭和 63 年厚生省令第 20 号）について以下の改正を行うこととした。

（1）免許の申請

日本国籍を有していない者が免許の申請書に添えなければならない書類は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

（2）籍・名簿の訂正の申請

日本国籍を有する者が籍・名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本とすることとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が籍・名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び籍・名簿の訂正の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び籍・名簿の訂正の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（3）免許証の書換交付の申請

日本国籍を有する者が免許証の書換交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本とすることとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が免許証の書換交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び免許証の書換交付の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び免許証の書換交付の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（4）免許証の再交付の申請

日本国籍を有する者が免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）とすることとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）とし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

第二 施行日

公布の日（平成25年1月9日）